

バルバドスにおける新型コロナウイルス関連情報（4月9日現在）

〈前回掲載内容からの変更点のポイント〉

◎4月8日時点のバルバドスにおける新型コロナウイルス累計感染数は3,704名となっています。

◎4月11日から緊急事態宣言下における各種規則が一部緩和されます。

〈本文〉

●4月8日時点のバルバドスにおける新型コロナウイルス累計感染数は3,704名、累計死者数は44名、累計治癒数は3,576名、累計ワクチン接種数は63,747名となっています。

●4月11日から4月26日までの期間に適用されるロックダウンに関し、一部規則が緩和されます。変更後の規則の概要は次のとおりです。

（下線部変更点）

・夜間外出禁止令は、月曜日から水曜日までは撤廃。木曜日から日曜日までは午後11時から翌午前5時まで外出禁止。（注：これまでは毎日午後9時から翌朝5時まで）

・レストランは、店内営業可。

・ファストフード店は、マスク着用、消毒、社会的距離の確保、入店者情報の記録を条件に店内飲食可。

・バーは50%の集客率で再開可。ただし、室内でのパーティーは禁止。

・床屋、美容院は営業可。

・公共交通機関は75%の乗車率で運行可。

・教会サービスは、社会的距離の確保とマスク着用を条件に、人数制限を撤廃。葬儀や婚礼は、社会的距離を保ちつつ、100人まで参加可。婚礼での食事の提供は可能だが、ダンスやパーティーは禁止。

・一部の例外を除き、多くの商業活動、小売部門の再開可。（除く日曜日）

・（規則遵守の上）ジムやウォータースポーツは再開可。接触系スポーツは引き続き禁止。

・小型ヨットなどは50%の集客率で操業可。（ただし、大型パーティークルーズ船の操業は引き続き禁止。）

・映画館、劇場、ナイトクラブ、ディスコは引き続き閉鎖。カラオケ、バス旅行、遠足も禁止。

・スーパーマーケット及び小売店は、引き続き日曜日は閉店。

・ガソリンスタンドは月曜日から土曜日の午前7時から午後5時まで営業可。また、石油・

ガス関連製品のみ日曜日も販売可。

- ・医療上の特殊事情がある者を除き、全ての公共の場でのマスク着用を義務付ける。
- ・規則遵守を監督するための監視官を配置する。
- ・ビーチや公園は、午前5時から午後7時まで利用可能。ただし、ピクニックやパーティーは禁止。また、一緒に運動するのは2人までであり、その場合、同じ世帯のメンバーでない限り、ソーシャルディスタンス（2メートル）を置く必要がある。
- ・複数人で外出する場合、同一世帯でない限り5名以下でなければならない。（同一世帯である場合は8名以下でなければならない。）
- ・ホテル等宿泊施設は24時間営業可能。
- ・違反者には5万バルバドスドル以下の罰金か1年以下の懲役、もしくはその双方が科せられる。
- ・5月8日から、ワクチン接種済みの旅行者に対して、ワクチン未接種の旅行者とは別の規則を適用する予定。

●現時点での最新のバルバドスへの入国方法の概要については以下を御確認下さい。

(<https://www.visitbarbados.org/covid-19-travel-guidelines-2020#health-protocol>)

(下線部変更点)

1 入国時に必要となる基本的な手続き

- (1) 全ての入国者は、バルバドス到着の少なくとも24時間前までにオンラインで入国カードを提出しなければならない(www.travelform.gov.bb)。
- (2) バルバドス入国前にBIMSafeアプリをApp storeまたはGoogle Playからダウンロードし、BIMSafeアプリを通して、上記1(1)のオンライン入国カード提出、PCR検査結果提出、及び健康に関する簡単な質問に回答する。また、バルバドス到着後7日間の体温と症状の報告も、BIMSafeアプリを通して行われる。空港で装着するGPSを搭載した防水・耐熱のブレスレットは、BIMSafeアプリと連携し、隔離期間中、隔離場所に留まっているか管理される。
- (3) 全ての入国者に対し、バルバドス到着前3日以内に受検したPCR検査の陰性証明の提示を義務付ける。検査結果はオンライン(www.travelform.gov.bb)またはBIMSafeアプリを通して提出し、同時に渡航者は検査結果のコピーを持参する。(PCR検査証明書発行日ではなく、検査受検日がバルバドス到着前3日以内であると明記されている必要がある。) 到着時にPCR検査の陰性結果を提示できなければ入国を拒否されることがある (may be denied entry to the country)。
また、バルバドス到着時に空港において迅速抗原検査が行われることがある。入国後、

政府指定のホテル等宿泊施設（自己負担）において隔離され、バルバドス到着から5日後に、2度目のPCR検査を受け、再度陰性が確認されれば、行動制限が解除される。なお、PCR検査の結果取得に要する時間は、検体が検査場に届いてから48時間程度を要する。（注：実際には、もっと時間を要することが多い。）

（4）全ての旅行者（トランジット含む）は、空港でのマスク着用や入国時の健康チェック（体温測定、衛生担当官からの質問含む）を受けなければならない。

（5）検査結果が陽性の者は隔離（isolation）施設に移送され、2回連続で陰性の結果が出るまで隔離される。陽性者と密接な接近があった者も指定施設での検疫対象となる。

（6）バルバドス到着後の検査結果が陽性であっても、無症状や安定した状態にあると保健・健康省が判断した場合には、以下の条件の下、自己負担で政府承認のホテル等施設での自己隔離を選択することができる。

ア 政府承認の警備会社と保健・健康省の情報共有のため、自己隔離中の移動に関する情報開示を明記した同意書に署名することが必要。

イ 隔離場所は、政府承認の警備会社と契約する必要がある、右に伴う費用は自己負担となる。

ウ 臨床プロトコルに基づいて患者の体調をモニタリングするため、保健・健康省承認の医療サービスを患者負担で契約することが必要。

エ 政府承認の隔離施設での自己隔離の管理は、BIMSAFE アプリと追跡ブレスレットが連携して機能する。

（7）バルバドスでの滞在中、社会距離の確保、衛生管理、マスク着用等を含むバルバドス政府による新型コロナウイルス感染症対策を遵守する。いかなる症状であっても症状が出た場合は衛生担当官又は宿泊施設の関係者に報告をする。

（8）諸用語の定義は次のとおり。

ア 隔離（Quarantine）

入国者は2度目のPCR検査結果が出るまで、政府承認の宿泊施設等の部屋を離れることを禁ずる。

イ モニタリング（Monitoring）

モニタリングは、毎日の体温計測結果を電話、メッセージ、又はBIMSafeアプリで公衆衛生チームに共有することを含む。入国時には体温計を持参する必要がある。モニタリングは一般的に到着後7日間行われる。

ウ PCR 検査の方式

PCR 検査が有効であると見なされるのは、鼻咽頭または口咽頭が検体のものである。唾液や鼻腔を検体としたものは有効な PCR 検査結果とは認められない。また短時間で結果が分かる検査や自宅での検査、受検者本人が自分自身で採取した検体による検査 (Self-samples) も、有効な PCR 検査結果とは認められない。

2 バルバドスにおける PCR 検査方法

(1) バルバドスでの PCR 検査方法は、以下から選択することができる。

ア 政府指定の施設で検査する。(検査費無料)

電話番号：1-246-536-4500

イ 個別に政府指定の医療機関へ問い合わせる。(検査費自己負担)

Blu Isles: 1-246-622-1299

または info@bluisles.com

Urgent Care Mobile: 1-246-538-3838

または covidunit@urgentcarebarbados.com

Sandy Crest Medical Centre: 1-246-419-4911

または bcharles@sandycrest.net

ウ 滞在場所での受検を希望する場合は、滞在場所の管理者に連絡し、利用可能なオプションを確認する。(検査費自己負担)

(2) 全ての入国者に対し、バルバドスへ向けて出発前3日以内に受検した PCR 検査の陰性証明の提示が義務化されているが、何らかの理由(症状がある等)によってバルバドス到着時に PCR 検査が行われる場合、下記から選択することができる。

ア 空港での検査を完了し、検査結果が出るまで空港内又は追加費用のかからない政府指定の施設で待機。(検査費・滞在費無料)

イ 空港での検査を完了し、検査結果が出るまで政府指定のホテル等宿泊施設で待機。(検査費無料・滞在費個人負担)

ウ 政府指定の検査可能なホテル等宿泊施設で検査を完了し、検査結果が出るまで待機。(検査費150米ドル・滞在費個人負担)

3 その他の留意事項

(1) バルバドスでの乗り継ぎをする渡航者は、有効な陰性の PCR 検査結果を所持していなければならない、所持していない場合、入国を断られることがある。また、バルバドス到着時

に空港において迅速抗原検査が行われることがある。

(2) 未成年の旅行者が単独で入国する場合、陰性を示す有効なPCR検査結果が必要となる。

(3) 5歳未満の旅行者は、感染の症状が見られる場合、又は共に行動する旅行者のいずれかのメンバーから陽性反応が出た場合を除き、PCR検査を受ける必要はない。

(4) 特定旅行者（外交官、障がい者又はその同伴者、特別な配慮を必要とする病状がある等）は、バルバドス到着3日前までに保健・健康省の定めるメールアドレス（covid19hotline@barbados.gov.bb）へ連絡することを勧める。

(5) バルバドスから出国する際、事前にPCR検査を受ける必要がある者は、出国の3日前までに観光省の定めるメールアドレス（traveltest@visitbarbados.org）から検査申し込みを行うか、又は、上記2（1）で明記した医療機関に個別に問い合わせる必要がある。

(6) バルバドスから出国する際、事前に迅速抗原検査を受ける必要がある者は、午前9時30分から午後4時までにGarfield Sobers Gymnasiumを訪れることを勧める。検査を受検してから結果返却まで、最大で2時間を要する。検査費用は1人あたり50米ドル。

(7) 隔離場所として使用される政府指定のホテル等宿泊施設にはビラ（Villa）も含まれる。隔離を目的として使用するビラは、指定の条件を満たして、ビラ管理会社がバルバドス観光プロダクト公社へ事前に登録したものであることが必要。

(8) バルバドス入国前にワクチンを接種している旅行者は、接種証明書を持参するよう求められている。これにより入国条件に影響を与えることはないが、迅速抗原検査又はPCR検査によって検出される可能性のあるコロナウイルスの兆候が保健当局によって分析される。

●皆様におかれましては、引き続き最新の関連情報を収集し、感染予防に努めてください。なお、万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館まで御連絡ください。

バルバドス政府情報サービス機構（GIS）

<https://gisbarbados.gov.bb/>